

荒天時（気象警報等発令時）の対応について

鳥取県立青谷高等学校
令和4年4月1日改定

原則として、以下のとおり、校長は臨時に授業を行わないこと（臨時休業）を決定する。なお、決定内容は、本校のホームページ及びマチコミメールにより周知する。

1 対象となる防災気象情報・避難情報等（以下、「気象情報等」とする）

（1）対象地区：「鳥取市北部（または鳥取北部）地区」

（2）対象となる気象情報等

1	暴風・大雨・大雪・暴風雪・洪水の警報、または土砂災害警戒情報、大雨特別警報等の特別警報または氾濫発生情報が発令されている場合
2	学校所在地を含む地区（青谷地区）に対して、避難情報等（※1）の警戒レベル3～5（※2）のいずれかが発令されている場合
3	上記以外で、気象条件、J Rの運行状況・運行計画等を総合的に判断し、臨時休業の必要があると校長が認めた場合

※1 避難情報等：平成30年7月豪雨を受け、令和元年度出水期（6月頃）から開始された、災害のおそれの高まりに応じて取るべき行動を直感的に理解できるような防災情報

※2 警戒レベル3～5：市町村が発令する行動を促す情報のうち、「高齢者等避難」（レベル3）、「避難指示」（レベル4）、「緊急安全確保」（レベル5）

2 生徒の対応

（1）午前6時の時点で、対象の気象情報等のいずれかが発令されている場合は、自宅等に待機する。

（2）午前6時から午前8時までに対象の気象情報等が解除された場合、本校のホームページまたはマチコミメールを確認し、安全を確保して登校する。

（3）午前8時の時点で対象の気象情報等が解除されていない場合は臨時休業とする。

ただし、上記（1）の「自宅待機」の場合であっても、学校行事等の特別日程を予定している場合や、J Rに乱れがなく、天候の回復も見込める場合、「登校して授業」の判断もあり得るので、対応について、本校のホームページまたはマチコミメールで必ず確認すること。

3 その他留意点

（1）対象の気象情報等が鳥取市北部（または鳥取北部）地区には発令されていないが、居住地には発令されている場合、上記2（1）及び（2）に準じる。午前8時の時点で居住地の気象情報等が解除されていない場合は、保護者がその旨を学校に連絡する。その場合は出席扱いとする。

（2）午前8時までに対象の気象情報等が解除されても、気象状況、または公共交通機関などの影響により登校が困難な場合、保護者がその旨を学校に連絡する。その場合は出席扱いとする。

（3）休業日に対象の気象情報等が発令された場合、部活動等（検定を除く）は原則中止とする。

4 連絡方法について

（1）関連の情報源： ①気象庁ホームページ

②鳥取県または市町村からの情報（ホームページ・防災無線放送等）

③テレビ・ラジオ・インターネット等の公共性の高いニュース・情報

④J R西日本列車運行状況等のホームページ

（2）学校からの情報：①青谷高校ホームページ ②青谷高校マチコミメール

（3）学校への連絡方法：青谷高校電話番号（0857-85-0511）

（緊急性がない場合には、原則として午前8時頃にホームページまたはマチコミメールを確認の上、連絡する。）